

## 広告付玄関マット設置事業提案募集要項

市庁舎への広告付玄関マットを作成し設置する事業者等を以下のとおり募集します。

設置を希望される方は、以下の要領に従い、企画提案書を提出ください。頂いた企画提案書を比較検討し、設置者を決定することとなりますので、よろしくお願ひします。

### 1 設置場所

施設名	設置箇所・規格	最低設置価格
久留米市庁舎 (城南町 15 番地 3)	1階 西口 1・東口 2・正面 2 (縦 2.4m×横 1.5m=3.6㎡) × 5箇所	年額 550,000 円

\* 最低設置価格は行政財産目的外使用料として設定するものです。これに加えて広告料を納入していただける場合は、その金額を上乗せして提示してください。

### 2 設置期間

設置期間（使用許可の期間）は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日（原則として 1 年）とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと市が判断する場合は、提案内容を変更しないことを前提として、市は、当初許可から 3 年を限度に引き続き使用許可することができることとします。

### 3 応募資格

広告主の募集から、マットの製作、設置、メンテナンスまでの一連の作業ができる広告代理店又は事業者等が応募できます。

### 4 設置条件等

#### (1) 基本条件

- ① マットの製作、交換等にかかる一切の費用は設置業者の負担となります。
- ② マットは、靴底のクリーニング、防じん、吸水、滑り止め、防災、静電気防止の機能を持ったものとします。
- ③ マットパイル（マットの毛の長さ）は 7mm～10mm 程度、マット枠（枠の黒ゴムの部分）は 0～10mm 程度とします。
- ④ マットの汚損状況に応じて、最低、1ヶ月に 1 回以上、交換・洗浄を行うこととします。
- ⑤ 広告内容は、久留米市広告掲載要綱及び久留米市広告掲載基準に基づいたものとします。  
また、広告主及び広告内容については、両者協議のうえ決定します。
- ⑥ 広告部分を含むマットのデザイン、内容については、両者協議を行い、最終的に決定します。

#### (2) 広告掲載スペース

広告掲載スペースについては、それぞれに設置するマットの面積の 3 分の 1 以下とし、マットの下部又は左右いずれかにまとめて設けてください。

それ以外の部分については、久留米市のイメージ向上やシティセールスに効果的な図案・写真・イラスト等について企画し、掲載してください。

## 5 提案書の提出

### (1) 提出書類

広告付玄関マット設置事業提案書（兼）使用価格申出書（様式1）に、企画提案書（任意様式）を添付し、原本1部及び副本1部（コピー可）の計2部を提出期間内に持参又は郵送にて提出してください。

なお、用紙サイズについては、図面等を除いてA4サイズに統一することとし、図面等でA4サイズを超過するものは、A4サイズに折り込んでください。

（企画提案書への記載事項）

- ・マットの基本仕様（設置条件等を満たしているかの確認）
- ・交換・洗浄等のメンテナンス方法
- ・広告募集方法、選定基準（広告要綱や広告掲載基準への準拠など）、広告主の見込み
- ・広告内容決定に際しての市との協議方法
- ・その他、デザイン案等の個別に提案する事項

### (2) 提出期間

受付期間	令和5年2月21日（火）から令和5年3月10日（金）まで （ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日及を除く。） 郵送による場合は令和5年3月10日午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。
提出先	〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市総務部財産管理課（久留米市庁舎10階） TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712

## 6 選考方法

### (1) 概要

企画提案書の内容を以下の評価項目に沿って審査し、提示された申込価格と総合的に比較評価し、採用者を決定します。なお、提出された書類について、この募集要項で示した設置条件等を満たさないことが明らかな場合は失格扱いとします。

内容審査は原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

### ○評価項目

No.	評価項目
1	・マットの基本仕様は設置条件等を満たしているか。
2	・交換・洗浄等のメンテナンス方法は適切か。
3	・広告募集方法は現実的であり、掲載者（広告主）が安定的に確保できる見込があるか。
4	・掲載広告について、市が示す基準に合致したものとするための協議・調整等が適切に確保できるか。
5	・設置により市のイメージ向上やシティセールスの視点などからどのようなメリットがあるか。
6	・最低設置価格に対してどのような金額提示がされているか。

## **(2) 設置者の決定**

結果については、3月中旬を目途に書面により応募者に通知します。

その後、設置に向けた具体的な協議を行いますが、協議が整わない場合は該当者による設置を見送り、次点となった者等と改めて協議をすることがあります。

## **7 特記事項**

### **(1) 提出書類の取扱い**

一旦、市が受領した提出書類については、返却いたしません。また、軽微な修正を除き、変更は認めません。

提出書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合には失格となります。

### **(2) 著作権、公表等に関する取扱い**

本件に関して応募者が作成し提出した書類についての著作権は、応募者に帰属します。

なお、選定終了後、事業提案の概要について公表することがあります。また、久留米市情報公開条例に基づく開示請求への対応に必要な場合は、提出書類を開示できるものとします。

## **8 問合せ先**

〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
久留米市総務部財産管理課（久留米市庁舎10階）  
（担当：中山、有村）  
TEL:0942-30-9059 FAX:0942-30-9712

(様式 1)

広告付玄関マット設置事業提案書 (兼) 使用価格申出書

年 月 日

久留米市長 あて

参加申込者 住 所

(商号等)

(ふりがな)

氏 名

印

(生年月日

)

(連絡先電話番号

)

(問合せ先担当者名

)

広告付玄関マット設置事業について、募集要項遵守のうえ、以下の施設に申し込むこととし、別紙のとおり企画提案書を提出いたします。

なお、久留米市税の滞納がないことを誓約するとともに、市が市税の納付状況について調査を行うことについて同意いたします。また、各種法令及び久留米市の広告関連規定を遵守し、実施に当たっては久留米市の指示に従います。

施設名	使用価格 (年額)						
	百万	拾万	万	千	百	拾	円
久留米市庁舎 (城南町 15 番地 3)							

(注意事項)

- ・ 申込価格はアラビア数字を使い、その頭部分に「¥」を記入してください。金額を訂正しているものは無効となります。
- ・ 法人の場合は、住所・法人名・代表者名を記載し、その代表者印を押印してください。
- ・ 「広告付玄関マット設置事業提案募集要項」に基づく企画提案書を添付してください。

○設置箇所の概要

